

小田原市上下水道事業運営審議会 会議録

会議名	令和4年度第1回小田原市上下水道事業運営審議会	
日時	令和4年10月14日（金） 午後2時20分～午後4時	
場所	小田原市上下水道局第2・3会議室	
次第	1 開会 2 議題 (1) 会議の公開について (2) 報告事項 (1) 令和3年度水道事業会計決算について (2) おだわら水道ビジョンについて (3) 令和3年度下水道事業会計決算について (4) おだわら下水道ビジョンについて 3 閉会	
資料	資料1 小田原市上下水道事業運営審議会委員名簿 資料2 小田原市上下水道事業運営審議会規程 資料3 小田原市上下水道事業運営審議会の公開について 資料4-1 令和3年度小田原市水道事業会計決算報告書その他財務諸表 資料4-2 水道事業会計令和3年度決算についての補助資料 資料5-1 おだわら水道ビジョン 資料5-2 おだわら水道ビジョン（概要版） 資料5-3 高田浄水場再整備事業 資料6-1 令和3年度小田原市下水道事業会計決算報告書その他財務諸表 資料6-2 下水道事業会計令和3年度決算についての補助資料 資料7-1 おだわら下水道ビジョン 資料7-2 おだわら下水道ビジョン（概要版） 資料7-3 小田原市下水道管路包括的維持管理業務【概要】	
出席者	審議会	会長、根上副会長、中野委員、大橋委員、志村委員、清塚委員、長岡委員、望月委員、堀内委員、内田委員、鈴木委員、金井委員、畠山委員、早瀬委員
	事務局 （市）	上下水道局長、施設再整備・公民連携担当局長、西浦副局長、杉本副局長、給排水業務課長、水道整備課長、下水道整備課長、浄水管理課長、鈴木経営総務課副課長、望月経営総務課副課長、経営総務課係員2名、上田給排水業務課副課長、手塚給排水業務課副課長、給排水業務課給水装置係長、給排水業務課排水設備係長、水道整備課副課長、水道整備課計画係長、水道整備課施設再整備係長、水道整備課管路整備係長、水道整備課維持係長、曾根下水道整備課副課長、押田下水道整備課副課長、渡邊下水道整備課副課長、下水道整備課計画係長
傍聴者	0人	

※任期替え後初回の会議のため、議題に先立ち委嘱式、委員自己紹介、会長副会長の互選、審議会規程についての説明が行われた。

会長には茂庭委員、副会長には根上委員が選出された。

会長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。議題（１）の「小田原市上下水道事業運営審議会の公開について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、審議会の公開についてご説明いたしますので、お手元に配布してございます資料３「小田原市上下水道事業運営審議会の公開について」をご覧ください。

はじめに１の「公開・非公開の決定」ですが、小田原市では、審議会等の会議は原則公開となっております。ただし、他の法令等に特別の定めがある場合や、個人情報を取り扱う場合は非公開とすることができることとなっております。

上下水道関連法令においては特段非公開を定めているものはなく、また、基本的に個人情報を扱うような議題はございませんので、公開が妥当と思われませんが、公開か否かをあらかじめ定めておく必要がございます。

次に２の「会議の公開方法」でございますが、会議開催については、（１）のとおり、あらかじめ周知することになっております。

本審議会が公開となった場合には、（２）のとおり、傍聴者には資料を配布します。

また、（３）のとおり、会議録は、本市の情報公開の拠点である、行政情報センターに備え置き、自由に閲覧できるようにするほか、ホームページでも公開します。

なお会議録につきましては、発言者の個人名は使用せず、会長、委員、事務局のような表現方法とさせていただきます。

最後の３の「傍聴要領の制定」につきましては、参考資料としてお付けしているもので、本審議会が公開となった場合の傍聴要領を定めています。

以上でご説明を終わります。

会長

ただ今「会議の公開について」説明をいただきました。ただ今の説明にご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは特に質問もございませんので、ただ今の事務局の説明どおり本審議会は公開するということについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声起こる)

それではご異議ないようですので、審議会を公開することに決定いたします。

これより傍聴者がいる場合には入室を許可いたしますがいかがでしょうか。

事務局

本日の上下水道事業運営審議会について、傍聴希望者はありませんでした。

会長

はい、わかりました。

それでは議題(1)の「小田原市上下水道事業運営審議会の公開について」を終わりにいたします。

ここで、いったん休憩を取りたいと思います。ただ今より10分間、2時40分まで休憩としたいと思います。事務局は担当者の入替えをお願いいたします。

(休憩)

会長

それでは再開したいと思います。

次に9の報告事項の(1)令和3年度水道事業会計決算について、事務局から報告願います。

事務局

それでは私から、「令和3年度水道事業会計決算」についてご説明いたします。

始めに、令和3年度決算につきましては、6月に監査委員による監査において事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められ、その後9月定例会で決算の認定を受けました。

決算の内容は、資料4-1「決算報告書その他財務諸表」の冊子にまとめてありますが、本日はその要旨を資料4-2 令和3年度決算についての補足資料でご説明させていただきます。お手元の資料4-2をご覧ください。

最初に、1ページ、項番1、水道事業の目的ですが、水道法第1条に、「常に、清潔で安全な水を豊富に廉価で供給することにより、公衆衛生の

向上と生活環境の改善に寄与する」と規定されています。

次に、項番 2、管路整備の状況です。

水道管路整備について、令和元年度から 3 年度までの状況を記載しています。

水道管の区分については、ページ下の図をご覧ください。

取水施設から浄水施設まで送る管を導水管、浄水された水道水を配水施設まで送る管を送水管、配水施設から各家庭へ送る管を、配水本管、配水支管、各戸へ引き込まれる管を給水管と定めています。

水道管路の総延長は、令和 3 年度末で 7 6 9. 4 km、耐震化率は、下の表のとおりです。耐震化については、太枠部分基幹管路の耐震化を優先的に取り組んでいるところです。

資料の 2 ページをご覧ください。

項番 3 業務量です。

令和元年度から令和 3 年度までの各指標の推移を記載しています。項番 9 の有収率が減少傾向にあり、現在局内においてプロジェクトチームを編成し対策について検討しているところです。

3 ページをご覧ください。

項番 4 損益計算書です。

損益計算書の令和元年度から令和 3 年度までの推移を記載しています。

主な指標の詳細については、あとでご説明しますが、一番下の当年度純利益の欄をご覧ください。令和 3 年度は、4 億 6 3 万 9, 9 3 6 円の純利益を確保しており、安定的な経営状況となっています。しかしながら、今年度はご承知のとおり電気代が非常に高騰しており、厳しい状況となっています。

4 ページをご覧ください。

項番 5 事業収益・事業費用の主なものです。

(1) 料金に関する事項です。

上段の給水収益、下段の有収水量についてですが、全体的なトレンドとして、人口減少の進行や節水意識の高まり、節水機器の普及などに起因して減少傾向にあります。令和 2 年度はコロナ禍の影響により手洗いの徹底や在宅勤務などのいわゆる巣ごもり需要が有収水量の増加要因になったと考えられます。令和 3 年度は、コロナ禍の影響は見られず、減少へと転じています。

5 ページをご覧ください。

5 ページ上段にランク別使用料の構成比を記載しています。

小田原市の水道事業の特徴として、水量ベースで全体の 8 割、金額ベースで全体の 7 割を家庭用が占めています。これは、地下水が豊富な小田原では大量の水を利用する企業などの事業者は、水道ではなく地下水を利用することが多いので事業用の水道の使用量は抑えられており、家庭用が多くを占めています。

一般的に家庭用の割合が多い場合のほうが、景気に左右されにくい安定的な経営ができるとされています。

次に5ページの下段から6ページをご覧ください。

(1) 企業債に関する事項です。

5ページ下段の企業債支払利息の推移ですが、企業債残高の減少と利率が比較的高い企業債の返済が進み減少傾向となっています。

6ページをご覧ください。

上段の企業債元金償還金ですが、こちらは、元利均等償還が進み、毎年の元金償還金が増えているなか、平成27年度以降、借り入れ条件を元利均等償還から元金均等償還に変更するなど借り入れ条件を変更していることから元金償還金は増加傾向にあります。

続いて、下段の企業債残高の推移をご覧ください。

企業債元金償還金の範囲内で借り入れを続けているため、減少傾向となっています。

ただし来年度以降、現在進めている高田浄水場再整備事業が本格的に始めると、事業費の増加に伴い一時的に企業債残高が増加することが予想されます。

以上で水道事業令和3年度決算について説明を終わらせていただきます。

会長

令和元年度から3年度まで概ね順調に水道の経営状況は進んでいるということです。また企業債残高も徐々に減少しているということでいい傾向だと思いますが、ただ電気代等非常に不透明な状況でありますので今後の動きが予測がしづらいというところでしょうか

いかがでしょうか、ご質問やご意見ございますでしょうか。

それでは特にご発言もありませんので、報告事項(1)令和3年度水道事業会計決算についてを終わらせていただきます。

つづきまして(2)水道ビジョンについて、事務局から報告願います。

事務局

それでは私から、令和4年6月に改定いたしました「おだわら水道ビジョン(経営戦略)」についてご説明させていただきます。

資料は5-2になります。「おだわら水道ビジョン(経営戦略)」概要版とお示しの資料をご覧ください。本日は概要版でご説明させていただきます。

概要版をお開きいただきまして1ページ上段をご覧ください。

改定の経緯ですが、前回ビジョン改定後の平成30年に改正された水道法や、高田浄水場再整備事業の実施に伴う事業計画の見直し、また、水道事業における現状や課題の再検討を行いまして、併せて公営企業が将来に

わたり、安定的に事業継続していくための中長期的な経営の基本計画である経営戦略を盛り込み、改定を行っております。

本ビジョンの計画期間につきましては、令和4年度から令和13年度までの10年間としております。

1 ページ下段をご覧ください。

本市は、令和元年度に国から「SDG s 未来都市」に選定されており、水道事業の取り組みにおいても、SDG s の理念を踏まえ、取り組んでまいります。

お手数ですが、概要版の最終ページをご覧ください。

本ビジョンの概要説明に入らせていただく前に本市水道事業の給水区域及び水道施設についてご説明します。

図では、本市水道事業における給水区域や、本市水道事業が管理する取水施設等の28施設と主要な管路を区分ごとに表示しています。

本市水道事業は右上紫の太線で示す県営水道給水区域である橘地区を除いた市域に水道水を供給しております。

2 ページにお戻りください。

水道事業の将来像と施策設定について、国の新水道ビジョンの理想像である「安全」「強靱」「持続」の3つの観点を柱に、抽出した課題に対して、本市水道事業で掲げております基本理念「いつまでも安心でおいしい水をお届けします」の実現に向け、3つの将来像、8つの基本施策、24の個別施策を定め、目標年次におけます制度指標につきましても実施する施策や個別事業に対応するよう設定しております。

次は主な施策についてご説明します。

3 ページをご覧ください。

まず、将来像「安全でおいしい水道」について、水安全計画のブラッシュアップによる対応力の強化や、水質監視の検査能力及び水質異常の検知能力の向上などについて取り組んでまいります。

3 ページ下段から4 ページにかけて、

将来像「災害に強い水道」について、まず「浄水・配水施設の耐震化」では、現在事業を進めている高田浄水場再整備や、久野配水池更新を計画的に推進することで耐震化率の向上を図っております。

なお、高田浄水場再整備事業につきましては、後ほど別資料で事業の内容についてご説明をさせていただきます。

続きまして「5. 管路の耐震化」についてでございます。

管路の耐震につきましては、本市独自に「管路の耐震性 Lv.」を設定し、管種や継手により耐震性 Lv. を3段階に分類し、管路の耐震性を明確化しております。

また、今回の改定では耐震性に関しまして本市独自に新たな指標を設定し、管路全体に対して「Lv. 1 耐震管」と「Lv. 2 耐震管」の占める割合を「耐震率」と定義し、まずは、耐震性に乏しい「Lv. 0 非耐震管」の基幹管

路について、令和 13 年度までに耐震率を 100%にすることを目指し取り組みでまいります。

6. 「漏水対策」では、漏水の約 85%を占める給水管の漏水に対して、予防保全の観点から、配水支管の更新を進めるとともに、給水管そのものの更新を進めるなど、漏水件数の削減に努めます。

5 ページをご覧ください。

7. 「断水リスクの軽減」では、酒匂川の東側に位置する高田浄水場に集約されている配水量を軽減するため、酒匂川の西側にある「第二水源地」の水源を強化し、配水エリアの拡大を行うことで、高田浄水場の依存度の低減を図るとともに、海拔 10m以下に位置する酒匂川横断管の津波による断水リスクの解消など、河川横断リスクの軽減を図ります。

次に、将来像「健全経営を保つ水道」では、8. 「公民連携の推進」として、高田浄水場再整備事業の DBO 方式による実施と第三者委託の導入、9. 「デジタル技術の活用」では、水道管路情報管理システムの充実、設備台帳システムの導入によるさらなる業務の効率化や、アセットマネジメントに基づくライフサイクルコストの低減、また、新たな IoT についての調査・検討など、一層の事業運営の効率化に努めます。

10. 「広報活動」においては、多様な媒体により様々な情報を広報することで、「水道は、自分を含むみんなの財産」という意識の醸成に取り組んでまいります。

11. 「脱炭素社会実現に向けた取り組み」においては、太陽光発電設備など、再生可能エネルギーの導入や庁舎 LED 化による省エネルギー対策を進めてまいります。

以上が主な施策の説明になります。

6 ページをご覧ください。

「経営戦略」についてご説明いたします。まず、財政目標といたしまして、令和 13 年度末の内部留保資金を 12 億円確保すること等を設定しております。

中段の表は令和 13 年度までの 10 年間における投資財政計画です。表の一番右下、令和 13 年度末の内部留保資金はマイナス約 3.2 億円と見込まれておりまして、12 億円には達しておりません。財政目標に達するためには計画期間内の水道料金改定が見込まれるものでございます。

最後に、フォローアップにつきましては、本ビジョンで示した各施策について、5 年を目途に成果指標による分析や評価を行うことや、PDCA サイクルの活用により、継続的に進捗を管理してまいります。

水道ビジョンの説明については以上になります。

続きまして、高田浄水場再整備事業について説明いたします。

それでは高田浄水場再整備事業について私から説明いたします。

資料 5-3 の 1 ページ目をお開き下さい。こちらは市民に対する広報誌

となっております。

高田浄水場は市水道事業が供給する水道水の約86%を浄水処理しており、供用開始から52年が経過し、近年築造した一部施設を除くほぼすべての施設において、求められる耐震基準が満たされていません。また、節水機器の普及などから水需要は減少し、施設の1日の浄水能力8万立方メートルに対して昨年度の浄水実績は1日最大約5万9千立方メートルで、今後もその差がさらに大きくなると想定しています。

こうした状況から、耐震化の早期実現と将来の水需要に対応した施設規模の適正化が課題となっております。

そこで、中段に示すとおり、平成29年度から高田浄水場の再整備について検討を重ね、施設の浄水能力を1日当たり8万立方メートルから5万立方メートルにダウンサイジングするとともに、浄水処理方式を既存の急速ろ過方式から膜ろ過方式に変更した全更新を、民間活力を活用して設計や建設、運転維持管理まで行うDBO方式にて行うという基本方針を定めました。

スケジュールは、下段の図に示すとおり、令和4年7月に事業契約を締結し、令和5年末までに基本設計及び実施設計を完了させ、令和6年1月頃から建設工事に着手する予定です。また、運転維持管理業務については、令和5年4月1日から現行の急速ろ過方式での運転維持管理業務を開始する予定です。

次に、2ページをお開きください。

再整備事業を行う事業者は、全国でも数多くの浄水場再整備を行う水i n gエンジニアリングを代表企業とした9企業からなるグループで、この中には市内の2社・2組合が参画しています。提案では、中段に示す7つのコンセプトが示されており、1. 公民連携や5. 脱炭素社会への貢献、及び6. 多様なデジタル技術の活用は市政にも合致したものとなっております。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

会長

それではただいまの報告についてご質問等お願いいたします。

委員

最初の決算の方にもあったのですが、基幹管路の耐震管率が少し低いのではないかと思います。一つは根本から壊れてしまうとそれだけ広い範囲が断水してしまうということがありますので、その辺のところは将来的にもう少し改善されるのかということが気になりました。

併せまして今の説明の中の5番の管路の耐震化のところなのですが、耐震管の中にダクタイル鋳鉄管のA形が含まれているということが気になっています。

専門的な話なのですが、地震で揺れたときに管の外れやすさ、飲み込み

の量があると思うんですが、A形というのは非常に飲み込みが少ないという管でございまして、K形になると飲み込みが大きく抜けづらい。耐震管になるとそれが止まる、抜け出し防止装置がついているというのが耐震管なのですね。ですのでA形がここに含まれているというのは、私は疑問に思いますので、そのところをご検討いただければなと思います。

会長

いかがでしょうか。

事務局

管路耐震化の関係で少しお話をさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、ここでいう3段階のうちLv. 2耐震管については先ほど離脱防止の機構がついている、いわゆる国基準レベルの耐震管、というものをLv. 2耐震管というように定義させていただいています。

なおLv. 1耐震管につきましてはこちらにも表記ありましたように、ちょっと専門的になりますけれどもA形・K形等ということで、K形につきましては国の方の指針・指導基準によりまして、地盤によっては耐震適合管という形で耐震性があるということで整理をしていいというかたちで方針を示されていますけれども、委員ご指摘のとおりA形につきましては耐震適合管という定義には当てはまらないということはこちら事務局も重々承知はしております。

ですけれど、Lv. 1耐震管につきましても一定の耐震性というところで、耐震性のある、なしの0か100かで考えてしまいますと、耐震性がないという整理になってしまうところもあるんですが、今回については震度6弱以下であれば装置がついていなくても一定の耐震性を有するとして市独自で線を引かせていただいています。

A形についてはLv. 2の耐震管に入れ替えない、ということではなくて、順次Lv. 0の管から入れ替えをしていき、Lv. 0のあとはLv. 1の耐震管の入れ替えをやっていくつもりでございましてご理解いただきたいと思っております。

委員

趣旨はわかりましたが、A形を耐震管という表現をするのは問題があるのではないかと思います。やはり市民に対して間違えたメッセージを伝える可能性があるなというのが気になっております。

事務局

厳密にいうとご指摘のとおりでございます。優先順位の中で、まずは非耐震管のものを優先するという流れで、その次は当然A形というのが視野に入ってくるものでございまして、表記についてどうなのかということでございまして、当ビジョンとしてはこういう整理を一度させていただきましたけれども、今後の見直しにおいて検討していきたいと考えております。

会長 委員のご指摘のとおり、このA形は神戸でもだいぶ大きな被害を出しているんですね。それまで神戸も実は耐震管だと言っていたんです。最近はやわらなくなったと思いますが。私もこれは前から気になっていて何度かお話をさせていただいているんですけれども。非耐震化がかなりの割合でありますので、こっちから急ぐのが大変重要なのですが、A形の方も安心とは絶対思わないでいただきたいと私からもお願いしたい。

事務局 承知いたしました。

会長 他にございますでしょうか。

委員 概要版で説明されている内容で6ページ経営戦略について、もうちょっと詳しい説明をしていただきたい。と申しますのは、ざっと見ると収益と費用の構造で、水道の収益というのが少子化が進むので収入が減ってきますという説明はよくわかったのですが、水道の事業費用の方で令和8年から令和13年までの間はかなり水道費用が上がるという計画になっています。たぶん営業費用が上がるということで先ほどの説明のとおり施設を整備するのでそのための費用が増えるということであろうと思うのですが、それにしてもその下の当期の純損益が令和7年まではまあまあなのですが令和8年から急激に悪化し、令和13年には5億円ほどの損が出ますというシミュレーションになっているので、この理由はちゃんと市民の皆さんに説明をしないと。先ほどの説明だと12億円を確保するために水道料金をアップさせていただくことを予定していますということだったのですが、結論のところは、それはそうでしょうということになります。費用が増えて、収入が少子化で減少していくわけですから、使っている水道の量が減っていくわけですから、収入を上げようとする単価である水道料金を上げるという結果にはなるんですが、なんでそういう風に上げざるを得ないかという説明はもっと詳しくしないと。聞いていてなんで？とちょっと荒っぽいんじゃないか、と思いました。

会長 事務局いかがでしょうか。

事務局 委員がおっしゃったとおりでございますが、令和8年度ぐらいから徐々に営業費用が上がってくるのは大規模支出として高田再整備事業がございまして、設計建設が令和11年度まで、そこから運転管理ということで令和29年度までの事業です。両方合わせると約200億円ほどかかる、特に11年度までが設計建設になり、4条の方になりますが、その費用がかかってくるということになっています。下から3段目の資本的収入の欄を見ていただくと令和8年度一気に上がっています。これは大きなお金を使うので、借金をするというところが見てとれると思うのですが、その辺

りから事業の収益構造が悪化してきているということになります。

ただこれは毎年経営戦略上見直しをしております、これを作ったのは昨年度ですが、今回令和3年度の決算の報告を先ほどいたしましたがいよいよ数字が出てきて、今見直した中ではこの12億円を切るというのが令和13年度くらいに延びそうだといいところでもあります。

いずれにしても、大きな事業が控えているということである程度の収益の悪化というものがありますが、市民の方に関してはそういうご質問があれば、たまにメールなどでも問い合わせいただきますが、そういった説明をさせていただいています。

ということで先ほど申し上げたように大きな事業がありますので一時的に、特にこの経営戦略の期間は結構お金を使うということになりますが、ただそれまでにしっかり準備をして計画をしております。すぐに水道料金を値上げするという形にはなってございません。

いずれにしてもちょうどこの期間、11年度までが120億円ほど使うということもありますので、一時的には事業の収益が悪化しますけれども、高田再整備の効果というのが徐々に出てきますので、これ以降は減っていく、企業債残高につきましても、今100億円切っているんですけども、この間一気に100億を突破してしまいます。ですけど、令和23年度～24、5年度くらいになるかもしれませんが、ある程度また元の、今と同じような経営状況になる見込みです。

会長

いかがでしょうか。

委員

浄水場の作り替えですから、120億かかるということで、それが影響するということですね。わかっていることについては書き加えてあってもよかったかと思えます。

委員

おっしゃることは非常によくわかります。一時的にかかるのはそのとおりで、けれども長い期間をかけて近代化するというその趣旨はよくわかるんですが、普通の市民の皆さんが見たときに、なぜ必要かというその理由は説明する必要があると思えます。

新しい近代的な改修をやるという話になると、当然それなりの金額が必要になりますので、逆にいうと新しい設備が入ることによって、利便性と水道の質の改善に繋がるということなので、そのことをちゃんと説明するとなるほどねということになると思えます。

会長

他はいかがでしょう。

これからの水道事業運営は不透明なこともあるとは思いますが、現状では順調に予定どおり進んでいます。予定以上と言ったほうがいいでしょ

うね。

それでは水道ビジョンの説明については以上で終わります。

ここで、いったん休憩を取りたいと思います。事務局の担当者が入替えが終わりましたら、会議を再開します。

(休憩)

会長

休憩前に引き続き、上下水道事業運営審議会を再開いたします。

次に、9報告事項の(3)令和3年度下水道事業会計決算について、事務局から報告願います。

事務局

水道事業と同様に、下水道事業会計の令和3年度決算について、ご説明します。

始めに、令和3年度決算につきましては、6月に監査委員による監査において事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められ、その後9月定例会で決算の認定を受けました。

決算の内容は、資料6-1「決算報告書その他財務諸表」にまとめてありますが、本日はその要旨を資料6-2補助資料に基づきご説明します。

まず、1. 下水道事業の目的をご覧ください。下水道事業の大きな目的は、3つです。一つ目は、公衆衛生の向上です。これは市街地に汚水が滞留しないように汚水を排除して、公衆衛生を向上するものです。二つ目は、公共用水域の水質保全です。汚水を適切に処理することで、河川等の水質を保全するものです。三つ目は、浸水の防除です。これは、雨水の排除により浸水を軽減、防除するものです。このように下水道事業は、汚水の処理及び雨水の処理に、欠くことのできない社会基盤の一つとなっています。

次に、2の整備・改築更新の状況をご覧ください。これは、「決算報告書その他財務諸表」16ページ下段の(整備・改築更新の状況)の内容を年度間比較したものです。区分の1汚水管渠整備延長は、令和3年度末で592.0km、2処理区域面積については、2550.5haとなり、3全体区域面積に対する普及率が88.3%に達しました。また、4重要な管渠の耐震化済延長は、約66kmとなったことに伴い、5重要な管渠の耐震化率は、約44.3%となっています。さらに、6雨水渠整備延長は、213.5kmとなりました。

次に2ページをお開きください。3の業務量でございしますが、これは、「決算報告書その他財務諸表」27ページの下水道事業の業務量を年度間比較したものです。区分1、行政区域内人口は、令和元年度末時点で19万人を割り込み、令和3年度においても、引き続き減少となりました。

次に排水状況を示す、8有収水量をご覧ください。下水道使用料徴収の対象となる水量を表す有収水量は、使用料収入に大きく影響するものです。令和3年度は、1,996万2,287m³と、前年度比1万5,862m³、割合で

は、0.08%の増加となりました。それに対して、7汚水量とは、有収水量に汚水管渠に雨水や地下水が流れ込む不明水を加えた水量のことです。処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水量の割合を示すのが、9有収率です。有収率が高いほど使用料徴収の対象とできない不明水が少なく、効率的であるといえます。令和3年度は、71.5%と、前年度比1.2%改善しました。

次に資料3ページ、4の損益計算書をご覧ください。これは、「決算報告書その他財務諸表」6ページの損益計算書の内容を年度間比較したものです。一番右側の列が令和3年度の損益計算書です。1営業収益ですが、下水道使用料ほかで、38億9,804万6,426円です。

ここで下水道使用料について詳しくご説明しますので、資料4ページ、5の事業収益・事業費用の主なもの(1)使用料に関する事項ア下水道使用料をご覧ください。下水道使用料につきましては、令和2年度から令和3年度にかけて、約1,500万円の増加、割合では、約0.45%の増加となりました。

続いて資料5ページの、ウ、ランク別使用料構成比をご覧ください。この表は、2ヵ月ごとに検針を行った水栓数、水量及び金額を区分に当てはめたものです。表内の水栓数をご覧ください。太字の数字は順位を表しています。一番水栓数が多い区分は21～40^mの2万2,382戸となっております。右隣の項目の水量については、41～60^mが1番となっております。その右隣の項目の金額については、1万^m超が1番で、全体の1/4以上を占めております。

資料3ページ、4. 損益計算書にお戻りください。次に、2 営業費用ですが、(1)管渠費から(9)資産減耗費までの合計で、56億6,394万247円です。

このうち営業費用の(7)流域下水道維持管理費負担金は、資料5ページの(2)流域下水道維持管理費負担金をご覧ください。流域下水道維持管理費負担金とは、酒匂川流域内にある本市をはじめ、南足柄市、秦野市、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町の3市7町の下水を、神奈川県が運営する汚水処理場に収集及び処理するもので、その維持管理にかかる費用を市町から県へ負担金という形で支出しています。令和2年度と令和3年度の比較では、本市の負担金は、約200万円増加しました。

資料3ページ、4. 損益計算書にお戻りください。営業損益につきましては、営業収益から営業費用を差し引いた17億6,589万3,821円の営業損失となりました。この営業損失に、他会計補助金などの3営業外収益を加え、支払利息などの4営業外費用を差し引いた経常損失は1億9,419万1,701円となりました。

ここで企業債全体の動向についてご説明いたします。資料6ページをお開きください。企業債支払利息及び企業債元金償還金は、高利率債の返済

が進んでいることに伴い、減少傾向にあります。

資料3ページ、4損益計算書にお戻りください。先ほどの経常利益に、5特別利益を加え、6特別損失を差し引いた当年度純損失は、1億9,499万5,844円となり、平成28年度に官庁会計から公営企業会計に移行して以降、初めて純損失を計上しました。

純損失を計上した主な要因は、2. 営業費用の(9)資産減耗費が、下水道管理センター焼却炉撤去工事に伴い約3億8,200万円増加していることによる一時的なものです。

しかしながら、昨今の電気料高騰に伴い、先ほどご説明した、流域下水道維持管理費負担金が、大幅に増加する見込みであり、下水道事業を取り巻く状況は一層、厳しくなるものと見込まれます。

そのような中で安定的に事業を継続するために、令和元年度に策定した小田原市下水道ストックマネジメント計画に基づく効率的な投資を推進するなど、経営の効率化を図り、下水道事業の運営を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

会長

報告が終わりました。それではご質疑等お願いいたします。

委員

資料6-2の2ページ、汚水量というのは不明水を含むということだったと思うんですが、令和元年度から令和2年度で急激に減っているんですが、これはどういう理由なのでしょう。あるいは令和元年度だけ不明水が多かったということなのでしょう。

事務局

小田原市は流域下水道に接続する合流点が他の市町より多くありまして、令和元年度以前まではその接続点全てに流量計がついていなかった、そのことにより流域全体の処理場の入り口にある流量計から他の市町を引いた汚水量を小田原の汚水量としていましたが、令和元年度までに全ての接続点に流量計をつけ終え、令和2年度からは接続点につけた流量計の合計値、おそらく流域下水道からの不明水が含まれなくなったということが大きな要因です。

委員

令和2年度3年度が正しい値ということですね、わかりました。

会長

他にございますか？

私からも一つ確認したいのですが、営業費用の減価償却費が令和3年度に増えたために赤字が増えたということでした会計方法が変わったことによる影響でしょうか？

事務局

減価償却費ではなく資産減耗費が増えたことにより赤字が増えました。原因として使わなくなった焼却炉の撤去費用があります。撤去の工事費が

多額になりました。

会長

他はよろしいでしょうか。

令和3年度大きな赤字が出たということですが、これは一時的なものだということで理解してよろしいかと思えます。

それでは報告事項(3)令和3年度下水道事業会計決算についてを終わります。

次に、9報告事項の(4)下水道ビジョンについて、事務局から報告願います。

事務局

それでは、報告事項(4)おだわら下水道ビジョンについてご説明いたします。

本計画につきましては、令和4年1月開催の下水道運営審議会において概要を報告させていただいた後、議会報告や市民意見募集を経て、令和4年6月に改定し、ホームページ等により公表したものでございます。

お手元の資料7-2、1ページをご覧ください。

まず始めに「1 改定の趣旨」でございしますが、「おだわら下水道ビジョン」は、下水道が果たすべき役割や目指すべき方向性、課題解決に向けた施策を示す基本計画となります。

平成23年度に策定した「小田原市下水道中期ビジョン」は、概ね10年が経過し、下水道を取り巻く昨今の情勢や将来の事業環境を踏まえ持続可能で適切な下水道事業の実施に向けて、この度改定したものでございます。

なお、本ビジョンの計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間としております。

3ページをご覧ください。

「4 本市下水道事業の現状と課題」について、1点目は、「環境」の視点から適正な汚水処理、2点目は、「強靱」の視点から災害への備えとして雨水渠の整備や汚水管渠の老朽化への対応、4ページに移りまして3点目は、「持続」の視点から効率的な維持管理と健全な経営、最後に4点目は、「創造」の視点から付加価値の発掘として示しております。

5ページをご覧ください。

「5 下水道事業の将来像と施策設定」についてですが、基本理念は、「未来へつなぐ、暮らしを支える下水道」とし、下水道は暮らしや社会を支える基本的な社会基盤として、その使命である公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上を通じて、豊かで住みやすい小田原の街を未来につないでいく、こうした想いで基本理念を掲げており、将来像は「環境」の視点から「快適な暮らしの実現」、「強靱」の視点から「災害に強い下水道」、「持続」の視点から「健全経営を保つ下水道」、「創造」の視点から「新しい価値の創造」としております。

次に、それぞれの施策の内容についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

「環境」の視点から、「将来像 快適な暮らしの実現」に向けた基本施策につきましては、「公共用水域の水質保全」と「環境に配慮した取組」の2つを設定しております。

「基本施策1 公共用水域の水質保全」につきましては、関連事業や土地利用の動向に合わせて污水管渠の整備、下水道整備済み区域内の接続促進、適正な水質の維持に向けた取組を行うものでございます。

小田原市公共下水道の全体計画区域約2,889haのうち、令和2年度末の整備済み区域は約2,547haであり、面積整備率は約88%となっており、今後も未普及区域の解消に向け污水渠の整備を進めてまいります。

「基本施策2 環境に配慮した取組」につきましては、「下水道施設の利活用」として寿町ふれあい広場の利活用促進をはじめ、「脱炭素社会の実現に向けた取組」として設備等更新時の環境負荷低減の検討を行います。

7ページをご覧ください。

「強靱」の視点から、「将来像 災害に強い下水道」に向けた基本施策につきましては、「浸水被害のリスク軽減」、「下水道施設の地震対策」、8ページに「危機管理対応の強化」、「適正な下水処理」の4つを設定しております。

「基本施策3 浸水被害のリスク軽減」につきましては、浸水想定を考慮した計画的な雨水渠幹線の整備などを行うものです。令和2年度末の、雨水渠幹線整備率は約56%となっており、引き続き雨水渠整備に取り組んでまいります。

「基本施策4 下水道施設の地震対策」につきましては、重要な管渠や中継ポンプ場等の地震対策を行うものです。重要な管渠は、広域避難所や災害拠点の下流、緊急輸送路下に埋設したものなど、地震時において特に優先的に対策が必要な污水管渠のことで、約149kmに対し、令和2年度末の耐震化済み延長は約62km、耐震化率は約42%となっており、令和13年度までの完了を目指し取り組んでまいります。

8ページをご覧ください。

「基本施策5 危機管理対応の強化」につきましては、停電時にもポンプ場の機能を確保するための自家発電設備の維持、津波や洪水などの浸水への対策などに取り組んでいくものです。

また、災害時のトイレ環境の確保に向けて、防災部局と連携して広域避難所等へのマンホールトイレ設置に着手いたします。

「基本施策6 適正な下水処理」につきましては、老朽化した施設の改築更新や、計画的な点検や清掃といった日常的な管理により、下水道の機能を確保し、適正な下水処理に取り組んでまいります。

9ページをご覧ください。

「持続」の視点から、「健全経営を保つ下水道」に向けた基本施策につきましては、「健全経営の維持」、「効率的な維持管理の推進」、10 ページに「不明水対策」、「お客様サービスの向上」「組織力の維持向上」の5つを設定しております。

「基本施策7 健全経営の維持」につきましては、令和元年度に策定した「小田原市下水道ストックマネジメント計画」や令和2年度に改定した「小田原市下水道事業経営戦略」の実践や定期的な見直しをはじめ、適正な下水道使用料の検証などによる財源の確保に取り組んでまいります。

「基本施策8 効率的な維持管理の推進」につきましては、旧寿町終末処理場の不要施設撤去やデジタル技術の活用などに取り組んでまいります。

また、公民連携の推進につきましては、令和4年11月から下水道管路包括的維持管理業務を導入し、業務の効率化と利用者サービスの向上を図ってまいります。

詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

10 ページをご覧ください。

「基本施策9 不明水への対策」につきましては、実汚水量の約1/3を占める不明水に対し、汚水管渠の更生工事等による浸入水防止や、雨天時の一時的な汚水の貯留施設である西部汚水調整池の適切な運転管理を行うものです。

「基本施策10 お客様サービスの向上」につきましては、さらなる利便性向上のための電子申請等に関する検討や、上下水道の各台帳の閲覧に関するワンストップ化を目指すものでございます。

「基本施策11 組織力の維持向上」につきましては、世代間の技術継承や、年齢構成などを踏まえた適正な人員配置などに取り組むものです。

11 ページをご覧ください。

「創造」の視点から、「将来像 新しい価値の創造」に向けた基本施策として、「情報発信の充実」、「豊かな水環境の創造」を設定しました。

「基本施策12 情報発信の充実」につきましては、小田原市デザインマンホール蓋設置事業などの下水道事業への理解・啓発や、インスタグラム等を活用した積極的な情報発信に取り組むものです。

「基本施策13 豊かな水環境の創造」につきましては、多自然水路など自然や環境に配慮した雨水渠整備を行うものです。

以上が、将来像の実現に向けた基本施策と個別施策になります。

12 ページをご覧ください。

ここでは4つの視点ごとに描いた将来像と各施策の関係を施策体系として取りまとめたものでございます。

13 ページをご覧ください。

投資財政計画につきましては、「小田原市下水道ストックマネジメント計画」に基づく投資計画と「小田原市下水道事業経営戦略」における基本

方針を示しております。

最後になります。フォローアップにつきましては、これまで説明させていただいた各施策の実施状況に応じた課題を踏まえ、計画の見直しを図っていくPDCAサイクルを示しています。

以上が、おだわら下水道ビジョンの概要となります。引き続き小田原市下水道管路包括的維持管理業務について説明いたします。

続きまして、小田原市下水道ビジョン基本施策8「効率的な維持管理の推進」、個別施策8-2「公民連携の推進」において取り組みをしております。小田原市下水道管路包括的維持管理業務の詳細についてご説明いたします。

資料の7-3をご覧ください。

はじめに、1の目的でございますが、下水道管路の日常の維持管理に関する各種業務等を複数年かつ包括的に委託することにより、民間事業者の体制やノウハウを活用するとともに創意工夫を促し、通報受付から現地確認、原因特定、緊急対応までをワンストップで行うなど、業務の効率化及び利用者サービスの向上を図ることを目的としております。

次に、2業務の全体像でございますが、(1)の対象施設につきましては、下水道本管約590キロメートル、人孔・人孔蓋約25,000基などの施設を対象としております。

(2)の業務内容及びスケジュールについてですが、業務内容につきましては、統括監理業務をはじめ、計画的維持管理業務及び住民対応等業務としており、スケジュールは、一覧表のとおりでございます。

(3)の包括的維持管理のイメージにつきましては、図にお示ししておりますが、現在、行政が主体的に行っております。管路の日常的維持管理業務の一部を1つのパッケージにし、複数年契約により民間へ包括的に委託いたします。

期待する効果といたしましては、実施前に比べ、住民対応等業務が迅速になることから、市民サービスの向上が図られるとともに、包括的民間委託により確保できる職員の時間や労力を老朽化施設の改築業務等に注力することを見込んでおり、持続可能な下水道管路の適切な維持管理につながるものと考えております。

次に、3の今後の維持管理業務についてですが、本年11月1日から下水道管路における調査、清掃、修繕などの維持管理業務を包括的に『小田原下水道サービス』へ民間委託します。

本業務の実施状況の確認や、必要な協議等は市及び事業者双方のモニタリングにより、常に円滑な業務遂行を図るとともに、政策的、計画的事務や下水道本管の地震対策などの改築工事などは、従来どおり行政が主体となり実施いたします。

本業務の事業者選定及び企業名の経緯等について説明いたします。

事業者の選定につきましては小田原市下水道管路包括的維持管理業務事業者選定委員会を設置し、公募型プロポーザル方式により選定いたしました。事業者選定の審査にあたりましては、当審議会会長の茂庭先生並びに長岡先生に大変お世話になりました。この場をお借りし、改めて感謝いたします。

なお、事業者となった、管清工業、小田原市土木建設協同組合、小田原市管工事協同組合、フロンティア1、東京設計事務所共同企業体とは令和4年9月に業務契約を締結しております。

また、事業者が本業務で用いる企業名につきましては、今後市民等への周知を図るうえで、長期にわたり市民に分かりやすく定着しやすい名称とすることがふさわしいという理由から「小田原下水道サービス」とすることといたしました。

(1) 業務履行期間につきましては、令和4年11月1日から令和9年3月31日までの4年5か月間としております。

(2) 住民対応業務の概要についてご説明いたします。

これまでは市民の皆様などからの通報を市が受付、現地を確認したのち、民間事業者へ現場対応の依頼をする流れでしたが、今後は、原則として、電話受付から現場対応までの一連の業務を委託業者が行います。

最後になりますが、現在、11月1日からの業務履行に向けた準備として、広報小田原や市ホームページ、自治会回覧やケーブルテレビ等のあらゆる機会を通じて市民等へ周知を図るほか、受託業者との協議、引継ぎに取り組んでいるところでございます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

会長

報告が終わりました。ただ今の報告について、ご質疑等ございますか。

委員

今の話について、回覧物等はもう昨日届いておりますので、自治会としてすぐ配布するところです。

いろいろな率を出していますが素人なので、他と比較して、近隣市町村や県、標準値などと比べてどうなのか、ということがわかるようなものがあれば付けていただきたいと思います。

事務局

経営状況ということではそれぞれの実業体や規模によって、なかなか比較をするのは難しいです。同じ人口であっても、下水道を利用する人数もそれぞれ違ったり、また小田原市はまだ未普及ということでこれから整備しないといけないところもあり、お金はかかります。一方で同じ人口でも整備は終わっていて、あとは維持管理だけだということもあつたり、なかなか実業体が違うと比べるのは難しいところです。例えば下水

道使用料でいうと小田原市は県内で3番目に高いです。整備費がかかっているということでもあります。そういう比較はできます。

経営状況につきましては一旦赤字にはなりましたがこれは一時的なものということで先ほどご説明させていただきました。ただ、電気料金等が色々かかってくるのでまた赤字になるかどうかわかりませんが、他の事業体と比較しても経営だけに限らず色々な数字についてそれほど悪いという状況ではないと我々は認識しております。

会長

他にありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

色々ご説明いただきましたが、この維持管理の包括委託業務、これは小田原がやっていることは全国でも先進的な取り組みでございまして、他都市にとっても注目の的になっていきますので、ぜひとも成功させていただいて、どのくらいの効果があったのかということなど、市民の皆さんに報告できるようにしていただきたい。

特にご質問等なければこれで報告事項(4)下水道ビジョンの策定についてを終わります。

これで本日予定しておりました議題等はすべて終了いたしました。お疲れさまでした。

それでは、進行を事務局へお返しします。

事務局

会長副会長及び委員の皆様、長時間に渡りお疲れ様でした。

いくつか事務連絡をさせていただきます。

《事務連絡 議事録確認や提出書類についてなど》

以上で第1回小田原市上下水道事業運営審議会を終了いたします。皆様どうもありがとうございました。